

【アメリカ】サブスクリプション契約規制を強化するカリフォルニア州法

海外立法情報課 中川 かおり

* 2024 年 9 月 24 日、カリフォルニア州で、サブスクリプション契約等の自動更新又は継続サービスに対する規制を強化する州の事業職業法典の改正法が制定された。

1 経緯

近年、事業者は、定期購読、サブスクリプション¹、各種会員権等の契約において、消費者が契約等を解除しない限り商品・サービスの提供を継続する手法（自動更新又は継続サービス。以下「自動更新等」）を多用する一方²、これに対する消費者の苦情も増えている。カリフォルニア州では、消費者保護のために随時州の事業職業法典を改正してきたが³、連邦取引委員会（FTC）が公表した連邦規則案⁴に合わせる目的で、2024 年 9 月 24 日、自動更新等に対する規制を強化する同法典の改正法（以下「改正法」）が制定された（2025 年 1 月 1 日施行。同年 7 月 1 日以降に締結される契約等に適用。）⁵。この概要を紹介する。なお、改正法（同法典第 7 編第 3 章第 1 節第 9 款）の違反には、あらゆる民事上の救済手段が認められる⁶。

2 概要

（1）定義（事業職業法典（以下略）第 17601 条 a 項第 1 号、第 2 号、第 5 号、第 6 号）

従来、「自動更新」は有料のサブスクリプション契約又は購入契約（以下「サブスクリプション契約等」）が定める期間の終了時に自動的に次の期間へと更新されるプラン等、「継続サービス」は消費者による解約まで継続するサブスクリプション契約等のプラン等を指したが、改正法は、それぞれに、無料から有料への転換⁷を含むプラン等を加えた。

（2）事業者から消費者への通知義務（第 17602 条 a 項）

従来、次の事項が違法とされていた。①サブスクリプション契約等の履行に先立ち、かつ、提供への同意の請求に視覚的に近接して、又は音声で伝達される提供の場合には時間的に近接して、明確かつ目立つ方法で自動更新等の提供条件を提示しないこと。②自動更新等の提供条件に対する消費者の積極的な同意を最初に得ることなく、消費者の口座等に課金すること、③自動更新等の提供条件、解約指針及び解約方法に関する情報を含む確認書を、消費者が保存できる方法で提供しないこと。改正法により、次の事項が新たに違法とされた。a) 自動更新等の

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025 年 3 月 11 日である。

¹ 月単位又は年単位で定期的に料金を支払い利用するコンテンツやサービスをいう。

² サブスクリプション経済は、2025 年までに全米で 1 兆 5000 億ドル（約 230 兆円。1 ドルは 156 円（令和 7 年 3 月分報告省令レート）。）市場になると予測されている。“08/28/24- Assembly Floor Analysis,” p.2. California Legislative Information website <https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billAnalysisClient.xhtml?bill_id=202320240AB2863>: 当該手法は、連邦では ‘negative option’ と呼ばれている。

³ 改正は、2009 年（Ch.350, Stats.2009）、2017 年（Ch.356, Stats.2017）、2021 年（Ch.450, Stats.2021）に行われた。

⁴ 2023 年 3 月 23 日に公表された連邦規則案（88 Fed. Reg. 24716 (April 23, 2023)）。これに基づき、2024 年 10 月 16 日に連邦最終規則が公表された（89 Fed. Reg. 90476 (November 15, 2024)）。

⁵ Automatic renewal and continuous service offers, Ch.515, Stats.2024.

⁶ 事業職業法典（Business and Professions Code）第 17604 条 a 項。

⁷ 消費者が当初の期間は商品・サービスを無料で受け取り、その期間の終了前に解約等の意思を明確に表示しない場合等に、商品又はサービスの代金を支払う義務を負う条項をいう。事業職業法典第 17601 条 a 項第 6 号。

提供条件について消費者の明示的かつ積極的な同意を得ないこと、b) 自動更新等に対する消費者の積極的な同意を妨げるような情報等を契約に含めること、c) 3 年間又は契約終了後 1 年間のいずれか長い期間、消費者の積極的な同意の記録を保存しないこと、d) 自動更新等が含まれる等の取引に関する重要な事実について明示的又は黙示的に虚偽の事実を伝えること。

また、従来、事業者は、次の事項の通知が求められていた。①自動更新等は、消費者が解約しない限り自動的に更新されること、②更新期間の長さ等、③消費者が自動更新等を解約できる 1 以上の方法、④通知が電子的に送信される場合には、消費者を解約手続に誘導するリンク等を当該通知に示すこと、⑤事業者の連絡先。改正法により、a) 当該通知の時期が、消費者の請求情報⁸を事業者が確認する前とされ、b) 通知事項に、消費者が適時に事業者の課金を止める等を行わない限り、請求される金額等が加えられた。

(3) 事業者の応答義務等（同条 c 項）

従来、自動更新等を提供する事業者は、次の事項の提供を義務付けられてきた。①フリーダイヤル、②電子メールアドレス、③郵送先住所、④費用対効果が高く、適時で、利用が容易な解約方法。改正法により、事業者は次の義務が新設された。a) 事業者がフリーダイヤルによる解約方法を提供する場合には、事業者は通常の営業時間内に迅速に応答し、消費者による自動更新等の解約を妨害等してはならないこと、b) 消費者が事業者に解約を求める電話録音メッセージを残した場合には、事業者は 1 営業日以内に解約に応ずるか、又は消費者の解約請求について折り返しの電話を行うこと。

(4) 消費者が解約を求める場合における事業者の義務等（同条 e 項、f 項）

改正法により、消費者が自動更新等を解約できる状態にある限りにおいて、事業者から当該者への割引特典の提供、解約の効果の通知は、解約の妨害等とはされないとする規定が新設された。ただし、事業者が消費者に当該割引特典の提供等をする場合には、それと同時に、「クリックで解約（click to cancel）」⁹と明記されたリンク、ボタン等を、目立つ場所に継続的かつ近接して提示することが条件とされる。自動更新等の解約には、当該自動更新等を発効させる（activation）取引に消費者が用いたものと同じ媒体又は消費者が事業者とのやり取りに通常利用する媒体（対面、電話、郵便、電子メール等）が利用可能とされる。

(5) 自動更新等の条件への重要な変更の通知義務（同条 g 項）

従来、消費者が受諾した自動更新等の条件に重要な変更があった場合には、①事業者は消費者に当該変更について明確かつ目立つように通知し、②解約方法に関する情報を消費者が保存できる方法で提供することが義務付けられていた。改正法により、自動更新等に課金される金額変更の場合には、事業者は、変更の 30 日前から 7 日前までの間に、a) 金額変更の明確かつ目立つ通知、b) 消費者が保存できる解約方法に関する情報を提供することとされた。

(6) 注意喚起（同条 h 項）

改正法により、事業者は、自動更新等を契約する消費者に対し、当該自動更新等を発効させる取引に消費者が用いたものと同じ媒体又は消費者が事業者とのやり取りに通常利用する媒体により、毎年、次の事項を開示する注意喚起（reminder）を行うこととされた。①自動更新等が適用されるサービス等、②自動更新等に関する課金の頻度と金額、③自動更新等の解約方法。

⁸ 当該規定は、上述の連邦最終規則に合わせたものと推定され、同規則によれば、「請求情報（billing information）」とは、クレジットカード番号等の消費者の口座にアクセスする手段とされる。同規則第 16 編第 425.2 条 a 項。

⁹ 上述の連邦最終規則の通称が「Click-to-Cancel」Rule とされる。